

農業会議通信



耕作放棄地発生防止・解消活動コンクール表彰伝達式において謝辞を述べる岩手更生会細田理事長(P4参照)

マスタープランにどう取り組むか

◆ 7月は、私ども農業委員会系統組織が立ち止まって考えるべき時である。と申しますのは、15日が農地法の制定日であり、特に今年、昭和27年に制定されて以来、60周年の大きな節目に当たる。

また、16日は、農業の憲法と言ふべき、食料・農業・農村基本法が制定された日であり、農業基本法に代わってから、既に13年が経過した。それぞれの今日的意義について、考えて見たいものである。

◆ 今、地域農業マスタープラン(以下「マスタープラン」という)の作成が全市町村で進められており、一部ではあるが出来つつあるところもある。

私どもも積極的に参画し、集落の取り組みを支援する必要がある。

このマスタープランとはどういふものか。最もわかりやすく単的に言うと、地域の持つ多様な資源を最大限、有効かつ効率的に活かすために、集落の皆さんの意見や知恵を積極的に出し合い、実現に向けて総意のもとに取りまとめられたものである。

まず、資源とは、人、農地、機械・施設、気象条件、景観、伝統文化、さらには結いの精神まですべてを言う。

さらに、有効かつ効率的に活かすとは、これら資源には必ず集落にとっての強みと弱みがある。強みはさらに伸ばし、弱

みは克服するために取り組むことである。

◆ 例えば、農業従事者の年齢構成がバランスがとれていれば強みであるが、高齢者ばかりであれば弱みである。

農地も連担化し、有効利用されていけば強みであるが、分散錯圃や耕作放棄地は弱みである。ヤマセは、農業生産にとつては、一般的には弱みであるが、逆手にとつて作物選択をすれば、強みにもなる。

こうした観点にたつて、それぞれの集落がこれぞと自負できる戦略を掲げ、夢と希望があり、将来展望がもてるものに作り上げていただきたい。

◆ 先般、農林水産省は、販売農家数が今後20年間(2030年)に64%減少するとの将来予測を明らかにした。経営主の平均年齢は、71・7歳になると推計されている。これは、コーホート分析という手法によって算出されたもので、これまでも幾度となく、この方法で予測が行われてきたが、今回の結果は、これまでになく大幅な戸数の減少と急速な高齢化の進行である。

こうしたことから、今回のマスタープランの作成にあたっては、手遅れにならないよう、中心経営体のもとで地域農業の復興をどう図るか。議論を尽くし、より良いものにしてほしい。

岩手県農業会議会長 佐々木 正勝

オピニオン
コーナー

農地法制定60年を迎えて

そもそも、なぜ農地法が定められたのか。いま、農地法制定60年を迎えるに当たり、この法律の来し方と、今日的な意義を考えてみたい。

◆戦後の農地改革が、農地法の出发点である。

この改革で、国は約200万haの農地を買い上げて、耕作していた小作人に売り渡した。

それにより、自作農の数はそれ以前の284万戸から541万戸に増加し、農地の9割が自作地(それ以前は45%が小作地)となった。

農地法は、この農地改革の成果(自作農の育成)を維持するという側面があった。

その結果、農村の貧困が解消され、農村の民主化が進み、生産量が増大し、食料不足も解消され、その後の高度成長を可能にしたと言われている。

◆制定時の第1条(目的)には「農地は耕作者自らが所有することをもっとも適当であると認め、その土地を耕作し、その土地の生産物を生産し、その土地の利益を享受し、その土地の権利取得や利用に関して厳格な規制を設けた。」

その主な内容は①耕作目的の農地の権利移動の規制(3条)、②農地の転用規制(4条)、③転用目的の権利移動の規制(5条)、④小作地の所有制限(6、17条)、⑤耕作権の保護(18、20条)、⑥小作料の統制(21、24条)であった。農地法は、農業委員会法、農振法、基盤強化法や土地改良法

のほか税制等を含め農地制度を構成するが、その最も中心となる法律である。

◆農業基本法と農地法

農業基本法(61年制定)は、高度経済成長に伴う農業労働力流出や機械化の進展に対応して、農業構造の改善、農業の近代化の方向と促進策を打ち出したものである。

農地法はこれを受けて62年に改正され、農地の権利取得の上限積制限の一部緩和と農業生産法人制度が設けられた。

その後70年には農地の権利移動、農業生産法人の要件、小作地の所有制限等の緩和や小作料の最高額統制、農地の権利取得の上限積制限の廃止、農地保有合理化事業の新設などを中心とする、耕作者主義への転換点と言われる大改正(すべて農地流動化を促進するため)が行われた。

これらの改正は、農地改革による農地所有の細分化により、小規模経営が太宗を占め、生産性の向上が進みにくいという構造を、何とか改善していこうとする目的があった。

◆利用権設定の促進

75年には農振法の中に、農地法の権利移動許可制度のバイパス(簡易な手続きで権利移動が可能)として農用地利用増進事業が設けられ、それが農用地利用増進法になり、さらに92年の「新政策」を受けて、農地の利用集積の加速化を図るため、93年に法律名を農業経営基盤強化促進法に

改め、新たに認定農業者制度も設けられた。

また、これらの制度改革のもとで、農業機械銀行、地域営農集団などの取り組みが出てきた。

◆農地法の大改正(平成の農地改革)

2009年の農地法等の改正は、①WTO農業交渉の進展などに対応した国内農業の効率化、②世界的な食料問題に対応した自給力の強化、③耕作放棄地の増大と担い手の不足、高齢化を背景としている。

この改正の狙いは、一つはこれ以上の農地の減少をくい止め、優良農地を確保すること。そのための農地転用規制の厳格化。

二つは農地の貸借により効率的な利用を促進すること。そのために権利移動規制の緩和と遊休農地の活用対策を進めること。このことを通じ、国内の食料供給力を強化する、とされている。

因みに、戦後の農地改革以後、約230万haの農地が改廃され、現在の日本の農地面積は456万haまで減少している。

農地面積が減少したのは、コメの減反、農産物価格の低迷、耕作放棄地の増大と農地転用のためである。

それらの結果、農業産出額が減少し、食料自給率も39%まで低下している

◆現在の状況

以上のように農地法はその時々々の農業情勢に対応して改正され、その性格も、自作農主義↓耕作者主義へと変化してきた。

さらに改正された現在の農地法は利用主義への移行と捉える向きもある。

こうした変遷のなかで、今次の大改正の注目の一つは、農業委員会の責務と位置づけられている遊休農地対策であろう。

県内の耕作放棄地面積は10年には13,935haとなり、この5年間で2,660ha増加しているなかで、改正法では、農地の所有者等はその農地を適正かつ効率的に利用する責務があると定められた(農地法第二条の二)。

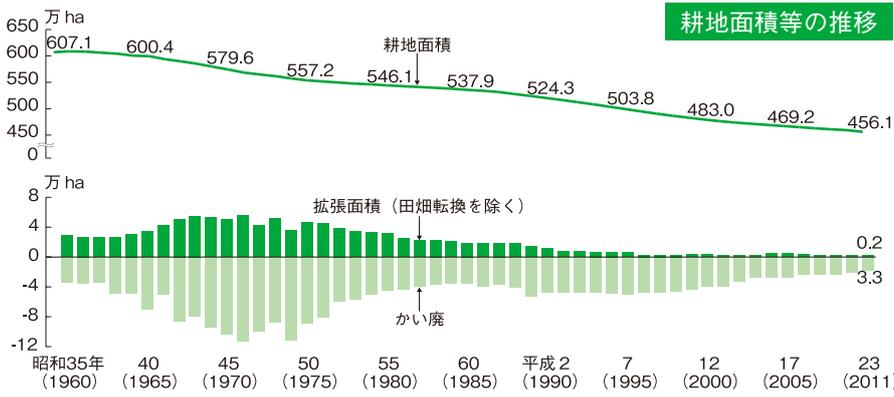
現在、各地域で取り組まれている地域農業マスタープランの中に遊休農地対策と農地の有効利用をきちんと位置付け、農業委員会の指導、勧告等の措置の励行とあわせて、その解消に努める必要がある。

◆政府は、改正農地法について、施行後5年を目途に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされている。

検討の中心は、株式会社等の農地所有など一層の規制緩和や農業委員会組織のあり方などと言われている。

言うまでもなく、農地は食料の生産に必要な最も基本的な要素である。

それは、工業等の生産施設の敷地とは異なり、農地は土地(土壌)そのものが生産装置であるからである。従って、その生産環境をきちんと保全していくことが必須であり、農地法はそのための重要な制度である。



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
注：拡張面積及びかい廃面積は、共に田畑転換を除く。

◆国は、10年に策定した食料・農業・農村基本計画において我が国の20年の食料自給率の目標（カロリーベース）を50%、必要な農地面積を461万haとしていることから、その達成は容易なことではない。
農地法業務を担う農業委員会系統組織は、改正法の所期の成果が得られるよう、一層の取り組みが強く求められている。
(文責 河村)

私もひとこと

いち早い農地の復旧・復興を



大船渡市農業委員会
会長 鈴木 幸雄

昨年3月11日の東日本大震災では、当市も甚大な被害を受け、あれから1年3か月が経過し、少しずつではありますが、街には復興のきざしが見えてきたように感じられます。

この間、県内はもとより、全国各地から多くのご支援をいただきましたことに改めて感謝と御礼を申し上げます。

当農業委員会としても、山口県的美祢市農業委員会から餅米等をいただき、仮設住宅での餅つき行事への支援を3か所実施、12月28日には赤崎町の後ノ入地区、12月30日には末崎町の小中井地区、平成24年1月22日には三陸町越喜

来地区で被災された地域の方々と共に餅つきをし、支援に感謝しながらいただいたところであります。

さらに、神戸市農業委員会の職務代理の亀田氏から、委員及び事務局全員と市内1中学校の生徒及び教師にそれぞれ「名前詩」をいただいたところでありました。此の世に、一枚しか無い大切なものとしてとても喜んでいただき、また励まされた「名前詩」でありました。

東日本大震災後、住宅等への農地転用申請が増加し、平成23年度は233件、面積にすると約14ヘクタールで、うち震災関連は177件、面積で約11ヘクタールとなっており、平成22年度は4条・5条申請が73件で、3ヘクタール弱なので、3倍以上の申請を審査し、またこの間被災申請者に対しご配慮をいただき、岩手県農業会議の特段のご高配で、月2回の常任会議員会議を開催していただきましたことに、これまた感謝を申し上げます。昨今の状況から、申請件数の増加傾向はしばらく続くものと思われま

す。また、昨年の7月に予定されておりました農業委員統一選挙におきましては、東日本大震災の特例

により延期となり、11月に実施され新体制となったところであります。

中でも、議会推薦の選任委員につきましては、全国最年少の女性農業委員が誕生、また今年の5月には、長年に渡り市議会に要請いたしておりました選任委員につきましてこれまで2名は議員でありましたが、市議会の改選に合わせて2名の女性農業者等を市議会推薦とし、合わせて3名の女性農業委員の誕生を見ることができました。

今後の課題として、被災農地のいち早い復旧・復興、また放射能汚染対策、集団移転対策、さらには担い手対策、耕作放棄地対策、そして農地パトロールの強化等多くの課題が山積みしております。我々農業委員は、公的代表として、その果たす役割を自覚し、公平・公正に対応していかなければなりません。

これまでの多方面からの多くのご支援に感謝申し上げ、皆様からいただいたご支援に報いるためにも、一日でも早い農地の復旧・復興に努めてまいる所存でございますので、今後ともなお一層のご指導をお願い申し上げます。

耕作放棄地解消活動コンクール受賞事例紹介

全国農業会議所、全国農業新聞は、平成20年度から耕作放棄地発生防止・解消活動コンクールを実施している。23年度の第4回コンクールにおいて、本会が推薦した盛岡市の社会福祉法人岩手更生会が、全国農業新聞賞を受賞したのでその概要を紹介する。

社会福祉法人岩手更生会は、岩手県内第一号である民間の知的障害者自立支援の更生施設を昭和41年5月に盛岡市に開設した。



耕作放棄地の状況

岩手更生会の設置目的は、一貫して障害者の社会的自立を目指し、就労による自活を支援することにあつた。平成17年10月の障害者自立支援法の制定を受け、自立のための諸事業を実施してきたが、平成20年4月には就労継続支援A型事業所として「まめ工房緑の郷」を開設し、大豆を中心とした食品の加工をスタートさせた。

「まめ工房緑の郷」の設置目的を達成するためには、大豆加工品の原料となる大豆を安定的に供給する必要があつたので、地元農業委員やJAに相談して、近隣の農家から平成21年に1ヘクタール借りて自力作業で再生した。さらに、平成22年度には1.8ヘクタール、23年度には2ヘクタールの耕作放棄地を借り、国の再生利用交付金を活用して再生・整備をし、大豆を中心とした栽培を行っている。

このように、「まめ工房緑の郷」は、耕作放棄地を解消し有効利用したこと、自然景観が良くなった。また、地元農家から依頼されて草刈りや除雪を行っており、地域の皆さんから好意的に受け入れられている。

今後においても、さらに面積の



大豆が作付された畑

拡大と新たな作目の導入を目指している。

なお、昨年3月に発生した大震災の被災者への支援として、耕作放棄地を農業会議と一緒に再生作業で再生・整備し、そばを栽培、生産物は、手打ちそばとして被災地に提供した。

女性農業者がより一層活躍できるように

◆近年、農業従事者の高齢化が進み、農業所得が減少している状況

の中、生産・加工・販売を一体化して所得の増大を目指す6次産業化が進められており、農村女性による起業活動は、その先駆けとして大きな役割を果たしている。

その実態を経営形態別にみると、グループ経営（リーダーが女性で、メンバーの過半数が女性）の伸びは停滞する一方、個人経営が増加して過半を占めており、この要因としては、直売所等が増え、個人でも農産加工品を販売しやすい環境が整ってきたことなどがあげられる。

ただ、その多くは規模が零細で、経営発展を志向する経営体に対し、それぞれのニーズに即した支援が課題になっている。

◆こうした状況下にあつて、国は昨年10月「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を策定し、7つの戦略を掲げたが、その中で、地域農業の活性化や6次産業化に女性の能力を積極的に活用するため、農林水産施策における女性優先枠の設定、計画づくりに際しての参加を求めめるなどの措置を講ずることとしたところである。

これに基づき、農水省は今年度、女性ならではの能力を積極的に活用する観点から、農業経営や6次産業化の取組等に活躍している女

性農業者の更なる経営発展を促す「女性経営者発展支援事業」を創設した。

この事業は、女性農業者相互はもとより、異業種経営者等との情報交換や交流の機会を設けるとともに、継続的に連携・交流できるネットワークを形成しようとするもので、こうした取組みを通じて女性農業者がさまざまな課題を克服し、経営を一層発展させることを目的としている。

さらに中央の段階でも、全国レベルでのネットワークを形成する計画であり、この全国ネットワークの連携によって広く情報収集等を可能とする事業内容である。

◆本県においては、本会が事業実施を担うこととしており、現在、女性農業者組織を始め、関係機関団体との密接な連携のもとに実効性のある取組みになるよう、具体的計画の検討を急いでいるところである。まずは、お盆前に「(仮称)岩手県女性経営者発展支援会議」を立ち上げる予定である。

女性農業者の皆さんにとって、経営のレベルアップを図れる絶好の機会でもあり、多くの方々の参加を期待している。

農の雇用事業の現状と課題

本会では、全国農業会議所が国の委託を受けて実施している「農の雇用事業」の県内窓口として、その推進を担ってきている。

この事業は、農業法人等が就農希望者を雇用し、営農に必要な農業技術や経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修(OJT研修)を実施する場合、研修経費の一部を農業法人等に助成するというものである。

〈現状〉

これまで、平成20年度補正予算による募集から平成24年度第2回募集まで計9回の募集、また東日本大震災の被災者等を対象とした「被災者向け農の雇用事業」(平成23年度募集)が行われ、本事業によりOJT研修を開始した雇用就農者は、全国で約一万人に上っている。

本県では、延べ1222の農業法人等で189人の研修生がOJT研修中が70人で合計146人が研修了若しくは修了見込みである。

本県の新規就農者は、この4年間(平成20年度〜23年度)で910人が確保されているが、うち雇用就農者は204人となっている(「県農業普及技術課資料」)ので、

「農の雇用事業」での研修生が、本県の雇用就農者数に大きな割合を占めていることが伺える。

〈課題と対応〉

しかし課題もある。先に述べた研修取組み者189人に対して研修中止が43人と全国平均より低い2割強の者が1年足らずの間に研修を中止している。

この理由には、体調不良や家庭の都合のほか、農業を実際にやってみたがなじめないとする例もある。

このため、本会としては、就農前の体験研修(インターンシップ)の活用、研修生への現地訪問や座学研修会のほか、経営主の方々へは雇用や労務管理に関する研修会の開催や情報の提供等を通じ「職場環境づくり」に向けた取組みも行いながら定着向上を図るべく努めている。

関係者の皆様には研修生への声かけや地元での集まりへのお誘いなど初めて取組む農業へ早くなじめるよう応援を頂ければと思う。

〈今後の推進〉

国は平成24年度から、青年新規就農者を現状の2倍にあたる毎年2万人を定着目標に農業青年新規就農者倍増プロジェクトをスタートさせている。

対策は、原則45歳未満の新規就農者を対象に年間150万円を給

付する「青年就農給付金」と農業法人等への雇用就農を促進する「農の雇用事業」等が柱で、「農の雇用事業」は、事業対象期間は最長2年間、研修助成費上限を月10万円とするなど内容を拡充して実施されている。

関係者の皆様には今後とも「農の雇用事業」のさらなる周知等をお願いとするとともに、一層多くの農業経営者の方々が、雇用確保と人材育成にこの事業を活用されて経営展開の新たな契機とされることを期待致したい。

●募集期間等

	募集期間	研修助成期間	研修生の農業法人等への採用日※
「被災者向け農の雇用事業」(平成24年度) ●募集中	平成24年5月17日 ～平成25年3月29日 毎月末締切り	平成24年7月 ～平成26年2月最長 12ヶ月間	平成23年 3月11日以降
平成24年度第3回募集	平成24年8月1日 ～9月14日	平成24年11月 ～平成25年10月	平成24年2月1日 ～24年9月14日
平成24年度第4回募集	平成24年11月1日 ～12月14日	平成25年2月 ～26年1月	平成24年5月1日 ～24年12月14日

●第3回募集以降は、原則45歳未満の研修生を雇用した場合が対象
●研修助成期間の2年目は平成25年度予算で措置される予定
※当該事業は募集以前に既に採用されている者も対象となるものです。

農業者年金加入推進二ニュース

24年度の加入推進の取組み
岩手県の平成24年度加入推進目標は164人です。農業委員会やJAの市町村段階の受託機関において次の方針に沿って活動を実施することになります。

1 加入推進体制の整備
農業委員会及びJAは相互に係しつつ、戸別訪問を効果的に進めるよう旧村単位等の加入推進班を整備する。加入推進部長には推進班のリーダーとして指導的役割を担っていただきます。

2 加入推進活動計画の策定及び進捗状況の管理・検証
農業委員会、JA等による「対策会議」を開催し、活動計画の検討、毎月又は4半期毎等の定期的な進捗管理・検証を行う。

3 「強調月間」の設定
日常の加入推進活動に加え、制度の周知徹底及び戸別訪問等を集中的に行う「加入推進強調月間」を設定し、効果的な加入推進活動を実施する。（※県域では、前期の強調月間を8〜9月に設定しています。）

以上のことを踏まえて本年度の加入推進目標が達成されますようよろしくお願いいたします。

加入推進特別研修会

前期強調月間の一環として、加入推進部長や農業委員を対象にした「加入推進部長等特別研修会」を8月28日(火)に開催します。新制度に移行して10年を経過し

新たなスタートの時でもあるので、加入推進部長や農業委員の皆さんは、是非出席願います。

会場/盛岡駅西口
「いわて県民情報交流センター(愛称:アイーナ)」

全国農業新聞普及二ニュース

6月〜7月は前期の全国統一普及強調月間です!!

既に一月が経過し、残すところ1カ月となりました。今年度の目標5100部の達成に向け、農業委員一人当たり純増1部を目標に、個別訪問や諸会議などで普及を図りましょう。

また、農業委員改選時の取組として、新任委員の皆購読と、退任委員の継続購読について、総会時に申し合わせを行うなど取り組みましょう。

普及事例の紹介

兵庫県たつの市農業委員会では、農業委員の戸別訪問を基本として全員で普及推進に取り組んでいる。特に、普及強調月間中は「担当地区の会合時」、「地元の農家との茶飲み話のついで」、「生産者グループでの雑談時」など、あらゆる機会をとらえ、31人の農業委員全員で取組、22年度は60部、23年度は40部の新規購読を確保している。

お知らせ

☆普及推進等に係る方策を検討するため、市町村農業委員会会長及び事務局長ブロック別会議を県内4カ所で開催します。

24年7月から9月までの主要な行事

Table with 2 columns: 開催時期 (開催時期) and 行事名 (行事名). It lists various agricultural events from July to September, including meetings, seminars, and training sessions.

全国農業図書の新刊ご案内

地域農業の発展のために
人・農地プランを作成しよう
人・農地プラン作成に欠かせないノウハウを凝縮し、オールカラー 16頁に収録

「人・農地プランとは何か?」、「なぜ作成するのか?」といった根本的な疑問解決から、具体的な作成手順、各種支援措置まで、例示を交えてわかりやすく紹介しています。
地域の農業者や住民に対する人・農地プランの普及向け配付資料、農業委員・事務局職員向け研修会の教材、集落・地域の話し合いを進めるうえでの参考資料など、幅広くご利用いただける内容です。
また、平成24年度からの新しい支援施策である「青年就農給付金」、「農地集積協力金」をはじめとした各種支援制度の内容を詳しく紹介しています。



コード番号: 24-06
定価: 100円

お申し込みは岩手県農業会議へ
TEL: 019-626-8545 FAX: 019-629-9210

編集 発行人/事務局長・三浦良夫 T020-0024 盛岡市菜園一丁目4番10号(第二産業会館4階) 電話019-626-8545 印刷/川口印刷工業株式会社